

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

コメントの概要	金融庁の考え方
<b>銀行法施行規則関係</b>	
1 「当該会社に対し資金の貸付を行うこと」には、当該会社を債務者とする「貸付債権の取得」も含まれるとの理解でよいか。	貸付債権の取得・譲渡を受ける場合を含みます。
2 金融庁のウェブサイトには、「本件の概要(1)」の箇所に、「貸付け(劣後ローンを含む。）」との記載がある。このように、銀行等の子会社である投資専門子会社が行うことができる貸付けの中には劣後ローンが含まれる旨を括弧書で確認的かつ注意的に記載された趣旨を、より具体的に説明して欲しい。	本改正は閣議決定「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日)における「銀行の投資専門子会社における劣後ローンの供給の解禁」を受けて所要の改正を行うものです。この中で特に資金供給手段として要望の強かった劣後ローンを例示したものであって、今般の改正では劣後ローンに限らずあくまで貸付け全体を認めるものです。
3 銀行法施行規則改正案第17条の3第2項第12号口を見ると、「会社の発行する社債」が同号イの「資金の貸付け」とは別に規定されている。しかしながら、会社法上、「社債」とは、「金銭債権」であるとされており(会社法2条23号)、同号口の社債も金銭債権を指していると思われる。そうであれば、同項は、「金融関連業務」の範囲を規定するのみなのであるから、同項第12号イを規定し、同号イの中で必要な除外等を行えば、それとは別に、同号口を規定する必要性はないのではないか。	社債は金融商品取引法に規定する有価証券であり、銀行法令においては「貸付け」と「社債」を分けて規定しているところ。また、銀行の子会社の業務範囲は、銀行本体の他業禁止の規制が課せられている趣旨を踏まえ、限定列举となっていることから、その範囲は可能な限り明確化する必要があるため、別に規定することが適当と考えます。
4 銀行が、銀行法施行規則改正案第17条の3第2項第12号イの貸付け又は同号口の社債の発行に関する「金融関連業務」を行う会社を子会社とするに当たり、銀行法第16条の2第4項の認可を得ていたとしても、当該認可取得後、このような貸付け又は社債の発行が、当該子会社の業務が貸金業法第2条第1項本文で規定する「貸金業」に該当すると判断された場合、認可を受けなおす必要があるか。 この点、「貸金業」(銀行法施行規則第17条の3第2項第2号参照)も、同改正案第17条の3第2項第12号イ又は同号口の業務も、同じ「金融関連業務」であって、銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる業務であるから、銀行法第16条の2第6項に規定される「他の号に掲げる会社・・・に該当する子会社としようとするとき」には該当せず、認可を受けなおす必要はないように思われるが、かかる理解でよいか。	銀行法施行規則第17条の3第2項第12号に規定する会社は、子会社認可の対象外です(銀行法第16条の2第4項、銀行法施行規則第17条の4の2)。ただし、貸金業を行うに当たっては、貸金業法における貸金業の登録が必要です。
5 銀行代理業の申請者が銀行の子会社である場合について、兼業承認基準を緩和することであるが、なぜ貸金業者等を除くのか。グレーゾーンで事業を行っていた時代とは異なり、現在では適法であることが明確な金利で事業を行い、過払金返還請求にも誠実に応じているのに、貸金業者等を悪者扱いするのはおかしいと思われる。他方で、貸金業者等が有するネットワークを活用して銀行代理業を営めば、国民の利便性も高まると考える。このような形で貸金業者等を除外することは、貸金業者等という「社会的身分」による不合理な差別として、憲法第14条第1項違反ではないか。	貸金業者については、自己(貸金業)の債務者に対し、銀行からの貸付けを代理・媒介し、当該貸付けをもって自己(貸金業)向けの債務の返済を行わせる等の利益相反行為が行われる懸念が他の業者と比べ強いため、銀行の健全性確保等の観点から特に慎重に取り扱うこととするものです。